

第1回 久留米市入札監視委員会議事概要

| | | |
|------------------|---|--|
| 開催日 ・場所 | 令和7年7月30日（水） 13:30～15:00 久留米市本庁舎13階 1301会議室 | |
| 出席委員名 | 西野 恵子（社会保険労務士）（委員長） 石橋 信好（税理士） 大野 智恵美（弁護士） 松本 博（久留米大学法学部教授） | |
| 議事対象 期間 | 令和7年2月1日～令和7年5月31日 | |
| 抽出案件 | 総合評価入札：2件、指名競争入札：3件 | |
| 2 入札・契約状況報告 | | |
| (1) 令和6年度入札・契約実績 | | |
| | 意見及び質問 | 回答 |
| | ・質疑等なし | — |
| (2) 指名停止措置等について | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・全て規模が大きい会社、資格要件を満たさない者を配置した、資料の提出が遅れたなど、以前の委員会でも意見が出たが、もっと厳しくしてもいいのではないか。 ・指名停止はその期間指名を行わないということであって、すでに請け負っている工事に対しての影響はないという認識で良いか。 ・措置対象となった事案と措置期間のバランスが合わないように感じるが。 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる者の規模の大きさに対してではなく、行われた行為に対して適正な期間の指名停止を行うこととなる。 ・指名停止は措置後に久留米市が発注する案件について、一定期間参加要件を満たさなくなるということ。既に契約を締結している案件については継続することとなる。 ・案件1について、直接的な原因は完成届の提出が遅れたことだが、市は完成届の提出をもって履行完了を確認することから、工期までに完了できなかった履行遅延として対応した。案件2の建設業法違反については、国県が行う営業停止等の指示処分の程度によって、市の措置を規定しており、その規定に沿った指名停止期間となっている。 |

第5号様式（第10条関係）

| | | |
|-------------------------------------|--|--|
| 3 入札参加資格・指名理由等の審議 | | |
| (1) 金島校区下水道管渠布設(金島交差点南)11工区工事【総合評価】 | | |
| | 意見及び質問 | 回答 |
| | <p>・低入札調査価格や最低制限価格は誰が決め ているのか。</p> <p>・積算根拠があって説明責任が果たせばよ いと思う。他の自治体はどのようにしている のか。</p> <p>最低制限価格等は事前公表しているところ が多いのか。</p> | <p>・市が一定の計算方法でもって決めており、そ の計算方法も市HPにて公表している。</p> <p>・殆どの自治体で積算方法は公開されている。 積算方法は中央公共工事契約制度運用連絡協 議会より示されており、久留米市の計算方法も それに基づいている。</p> <p>・福岡県下では入札時に公表している自治体 が多いが、全国的には事後公表の自治体が多い。 事前公表すると予定価格に高止まりする可能 性もあるが、公表しないとそれを知ろうとして 不正が行われることが危惧されるため、久留米 市は公表している。</p> |
| (2) 諏訪中学校管理・教室棟改築外工事【総合評価】 | | |
| | 意見及び質問 | 回答 |
| | <p>・受注事業者ではない企業体は、施工計画の 評価が10点満点中0点となっているが、提 案が無かったということか。</p> <p>・受注したJVの構成員は全て市内事業者か。</p> | <p>・提案は出してもらっている。ただし、提案 された内容が既に設計に反映されていたり、標 準的な工法であったり、添付資料から提案内容 を判断できなかったことから、このような評価 となった。</p> <p>・全て市内事業者。</p> |
| (3) 金丸校区側溝改良工事【指名】 | | |
| | 意見及び質問 | 回答 |
| | ・質疑等なし | — |
| (4) 高良台交差点道路改良(その2)工事【指名】 | | |
| | 意見及び質問 | 回答 |
| | ・選定資料は工事成績の良い順に並べている という説明だったが、その評価基準は何か。 | ・久留米市は工事ごとにその内容を評価してお り、その事業者の過去5年の工事成績の平均 点順に並べている。 |
| (5) 船越校区舗装補修(T8号線)工事【指名】 | | |
| | 意見及び質問 | 回答 |
| | ・質疑等なし | — |